

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	編集後記
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.4 (2006. 1) ,p.328-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060115-0328

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

編集後記

いわゆる予備校本で勉強している現行司法試験受験生によると、学者の書いた体系書や教科書は「原書」らしい。20年も前のわれわれが司法試験の勉強をしたときには、その「原書」を読むのは当然であった。当時、民法でいえば我妻先生の民法講義を読むのは当然であった。確かにその頃から、予備校が答練や講座を設けて既に繁栄していたし、予備校が学説・判例をまとめたアンチョコのような試験対策本も出版しており、そのような試験対策本を読んでいる受験生もいた。しかし、自分としては、試験のための勉強というものは大嫌いで、「勉強は面白くなければならない」と思っていたので、学問的好奇心をかき立てられ、行間を考えながら読める著名な学者の書いた教科書・体系書しか読まなかった。試験のためには試験対策本は必要だが、そんなものは直前にまとめ用に読めばよいと思っていたものの、教科書を何度も読み返し、自分なりに手を加え改造した教科書にしていったため、結局、予備校本のお世話にはならなかった。

ところが、1990年代頃からであろうか、予備校の だけで合格しました、といった宣伝のせいか、また、ダブルスクールが普通になったせいか、予備校本だけでしかも2年程度の勉強で司法試験に合格する者が始まった。それは本人の能力のおかげであり、そういう者は何を読んでも簡単に合格するのであるが、予備校はそれを自分の所の指導や教材がよかったおかげかのように宣伝をすることになる。確かに、試験のためには、ある問題を考える際にその部分が頭の中に鮮明に浮かび上がってくるこれ1冊というものを作らないといけない。しかし、それが予備校本とは、と当時はショックを受けた。ところが、よく聞くと、そういう人間ほど、試験対策本をバイブルのように常時携帯していても、よく「原書」を図書館などで頻繁に参照していたようである。やはり「原書」あつての予備校本であり、それを誤った者は、あいまいな理解のまま何度も失敗を繰り返す悲劇を生むことになり、「原書」に変えてみて合格したといった例が生み出された。

さて、時は流れて法科大学院ができた現在、状況はどうなったのであろうか。予備校本に学生が流れる状況に反省をして、学者が分かりやすい教科書を書くようになり親切な学者本が出てきている（多すぎ、また、「原書」の価値はない）。でも、どんな試験でも試験対策本は不可欠であり、新司法試験も本質的には変わることはないであろう。さて、「原書」はどうあるべきか。試験対策本と機能分担した「原書」のあるべき姿については、また次号にでも書くことにしよう。

（編集委員を代表して 委員長 平野裕之）